

北海道国民健康保険条例をここに公布する。

平成29年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第57号

北海道国民健康保険条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 北海道国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金（第4条・第5条）

第4章 国民健康保険事業費納付金（第6条―第9条）

第5章 雑則（第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第11条第1項の規定により道に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会、法第75条の2第1項の規定による国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 北海道国民健康保険運営協議会

（名称）

第2条 法第11条第1項の規定により道に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会（次条第1項において「協議会」という。）の名称は、北海道国民健康保険運営協議会とする。

（組織）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

(1) 被保険者を代表する委員 4人

(2) 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 4人

(3) 公益を代表する委員 4人

(4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 3人

2 委員は、知事が任命する。

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金

（普通交付金）

第4条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。次条及び第7条から第9条までにおいて「算定政令」という。）第6条第2項に規定する普通交付金は、同項に規定する給付及び支給に要する費用その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に応じ、規則で定めるところにより交付する。

（特別交付金）

第5条 算定政令第6条第3項に規定する特別交付金は、同項に規定する事情に応じ、規則で定めるところにより交付する。

2 算定政令第6条第6項第3号に規定する繰入金は、当該市町村における国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情を勘案して交付する特別交付金の交付に充てられる部分とする。

第4章 国民健康保険事業費納付金

（徴収）

第6条 法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金は、規則で定めるところにより徴収する。

2 前項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に当たっては、あらかじめ、当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に通知するものとする。

（一般納付金基礎額）

第7条 算定政令第9条第3項の条例で定める基準は、保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。第4項、第8条第1項及び第9条第1項において同じ。）に係る負担の公平の観点から、市町村間

における保険料率の平準化が図られるよう配慮することとする。

- 2 算定政令第9条第4項の条例で定める年齢調整後医療費指数は、同項第3号に掲げる値とする。
- 3 算定政令第9条第4項第3号イ(1)の条例で定める部分は、被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額（当該療養（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が規則で定める額以上であるものの当該額を超える部分とする。
- 4 算定政令第9条第5項の条例で定める基準は、保険料に係る負担の公平の観点から、市町村間における保険料率の平準化が図られるよう配慮することとする。
- 5 算定政令第9条第6項の条例で定める一般納付金所得等割合は、同項第1号に掲げる数とする。
- 6 算定政令第9条第7項の条例で定める一般納付金被保険者数等割合は、同項第2号に掲げる数とする。
- 7 算定政令第9条第9項の条例で定める一般納付金被保険者均等割指数の範囲は、零を超え1未満とする。

（後期高齢者支援金等納付金基礎額）

第8条 算定政令第10条第3項の条例で定める基準は、保険料に係る負担の公平の観点から、市町村間における保険料率の平準化が図られるよう配慮することとする。

- 2 算定政令第10条第4項の条例で定める後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、同項第1号に掲げる数とする。
- 3 算定政令第10条第5項の条例で定める後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、同項第2号に掲げる数とする。

4 算定政令第10条第7項の条例で定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲は、零を超え1未満とする。

(介護納付金納付金基礎額)

第9条 算定政令第11条第3項の条例で定める基準は、保険料に係る負担の公平の観点から、市町村間における保険料率の平準化が図られるよう配慮することとする。

2 算定政令第11条第4項の条例で定める介護納付金納付金所得等割合は、同項第1号に掲げる数とする。

3 算定政令第11条第5項の条例で定める介護納付金賦課被保険者数等割合は、同項第2号に掲げる数とする。

4 算定政令第11条第7項の条例で定める介護納付金納付金被保険者均等割指数の範囲は、零を超え1未満とする。

第5章 雑則

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例及び北海道国民健康保険運営協議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年北海道条例第89号）

(2) 北海道国民健康保険運営協議会条例（平成28年北海道条例第77号）

(経過措置)

3 第6条第2項の規定による国民健康保険事業費納付金の額の算定及び市町村に対する通知は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4 退職被保険者等（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。）について、第7条第2項から第5項まで並びに第8条第1項及び第2項の規定

を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の左欄に掲げる規定
 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	第9条第4項	附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項
第7条第3項	第9条第4項第3号イ(1)	附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第3号イ(1)
	被保険者に	一般被保険者（法附則第6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下この項において同じ。）に
	被保険者が	一般被保険者が
第7条第4項	第9条第5項	附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項
第7条第5項	第9条第6項	附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項
第8条第1項	第10条第3項	附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項
第8条第2項	第10条第4項	附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項